**綾瀬市防犯灯更新事業公募型プロポーザル　「その他業務の細部」**

１　事業者の業務範囲　事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 現管理システムデータと電力契約の整合確認のための突合作業

現管理システムの最新データと電力契約の契約番号、容量の相違、灯数の相違また、

システムデータ有で電力契約無し、システムデータ無しで電力契約有りのものを抽出

し不整合リストを作成する。

(2) 現地調査

前項により抽出された不整合リストを基に現地調査を行う。

(3) 必要に応じ電力契約照合・電力契約申込・防犯灯の共架(新設・移設・撤去)申請

ア　既設防犯灯に係わる電力契約の調査照合

イ　既設防犯灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合

ウ　電力契約と既設防犯灯との数量相違の把握・整合

エ　本事業実施に伴う契約変更の申込み及び契約相違に係わる契約変更申込の実施

※突合作業・現地調査において不整合に起因する費用を考慮し見積もりに含むこと

※現契約開始時防犯灯数７,１８２灯　新設・開発移管数４６３灯　撤去数５６灯

(4) 防犯灯管理システムの構築・データ更新

ア　調査・整合の結果を反映させた上で、本設備の把握・管理を行い、データ更新が容

易にできる防犯灯管理システムを構築し年1回以上のデータ更新ができるものとす

る。（システム上で管理する必要項目は以下のとおり）。

(ｱ) 位置情報（行政区名、東京電力引込柱番号、NTT柱番号、管理番号、設置場所住

所、目標物等）。

(ｲ) 設備概要（灯具仕様、柱形状、設置年月、修理及び移設等記録、事業者名等、

電力申し込みのお客様番号、契約名、引き込み形状、契約容量、契約灯数）。

(ｳ) その他（位置図、防犯灯写真（近景、遠景）等）。

イ　本設備の最新データの報告及び納入

ウ　本事業開始後に新設する防犯灯（年間５０灯）及び開発行為の土地利用行為等にて

原因者負担により新設される防犯灯で本市に移管されるものについても、維持管理

及び防犯灯管理システムの登録の対象とすること。

エ　新設、移設、撤去に関するシステム用データ作成。

オ　防犯灯管理システム運用に必要な機器等および保守は、本事業で提供すること。導

入機器は、本市庁内ネットワークに接続しないこと。

(5) 本設備の設置に係わる計画・施工・施工管理

ア　本事業実施に伴うメリットを最大限に享受できる施工計画の策定・施工・施工管理

の実施

　　イ　近隣住民や交通に十分配慮した施工計画の策定・施工・施工管理の実施

ウ　作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理の実施

(6) 既設防犯灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

　 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・ 施工管理を行

うこと。また、撤去した設備（ 照明器具本体、支持金具、ケーブル等）については、

環境保護の観点からリサイクルを原則とし、撤去品それぞれに関するリサイクルの具体

的な方法についても報告を行うこと。

(7） 防犯灯一体型カメラの設置及び維持管理

ア 防犯灯設置工事期間中、カメラ付き防犯灯４０台を綾瀬市の指定箇所に設置し、維

持管理するものとする。

イ　５年に１回防犯カメラを更新すること。

　 ウ　ＳＤカードを３年に１回交換対応すること。

 エ　市との協議により、防犯灯の維持管理の範疇で、新たな防犯灯一体型カメラを設置

すること。

(8) 識別銘板の設置

ア　防犯灯管理システムのデータをもとに、管理番号を表記した銘板等を設置するこ

と。

　　イ　銘板等は、通常の歩行者の目視の容易な位置に設置するものであること。

　　ウ　防犯灯一体型防犯カメラについては、「防犯カメラ作動中」を表記した銘板等を設置

すること

（9）独立柱の劣化調査

ア 点検により、直ちに補修すべきもの及び更新優先順位を示すこと

イ 独立柱の劣化調査の対象数量は４６７本とする。

ウ 点検終了後、点検報告書及び点検結果に係る集計用データを本市に提出すること。

エ 調査中、現地で独立柱を発見した場合は、集計用データに追記するとともに劣化調

査も行うこと。

(10) 劣化の著しい独立柱の建替

防犯灯更新工事期間中、劣化が著しいと認められた独立柱の建替を実施すること。

なお、予め５本程度の建替費用は事業費に見込んでおくこと。

(11) 本設備の維持管理・保証（無償修理等）

ア　事業者は、本設備に関する本市からの移設・修理依頼に基づき、本設備の全体の維

持に必要な手配を行い、作業を行う。

　　イ　事業者は、本設備に関する本市からの連絡（新設・移設・撤去）に基づき防犯灯管

理システムのデータを更新する。また、修理結果についても同様とする。

　　ウ　事業者は、本市からの連絡受付のための体制を構築するとともに、本市からの依頼

に基づき本設備の修理ないし灯具交換を行うものとする。なお、当該作業は本市が依

頼をした日から起算して 3 営業日を目安に初動を開始するものとする。ただし、緊急

的な初動対応が必要な場合（倒壊した防犯灯専用柱が道をふさいでいるときなど）

は、速やかに応急的な対応作業を実施するものとする。その際生じる費用は、その損

害の原因により事業者、本市のいずれかが負担することとする。なお、事業者、本市

のいずれが費用負担するかについて、本事業募集要項に定めがない場合は、事業者と

本市が協議のうえ、これを定めるものとする。

1. 事業者が費用負担する場合

ａ　本設備の製品としての不具合による故障

ｂ　本設備の取付け、施工工事の不具合による故障

ｃ　火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、洪水・土砂崩れ等

の災害、車両の接触・衝突、電気的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な

事故によって生じた損害

　　(ｲ) 本市が費用負担する場合

　　　ａ　清掃・近接樹木の伐採・除雪等で本市ないし本市の依頼による作業者の責による

損害

　　　ｂ　地震・噴火による損害

　　　ｃ　戦争・暴動・変乱による損害

　　　ｄ　その他事業者の責に因らない損害

(12) 故障・修理受付専用コールセンターの設置、工事・作業者手配(新設・移設・撤去・共

架申請)

　ア　市役所開庁時間に受付可能な専用電話回線を設置し、受付専用担当者を配置する。設

置・運用に必要な費用は請負者負担とする。

　イ　受付担当者は、１（11）に基づき、設備全体に必要な部材および作業者を手配する。

　ウ　手配した作業終了後は、１（4）に基づき、速やかに防犯灯管理システムへ反映す

る。

　エ　受付担当者では判断し難い事例が発生した際は、すみやかに市の担当者へ連絡し判断

を仰ぎ、市の指示にもとづき必要な手配を行う。

(13) リース契約終了後の本設備の無償譲渡

　 リース契約終了後、事業者の設置した本設備は、本市へ無償譲渡すること。

(14) 本事業開始に伴う全ての事項

　事業者は、初年度の既設設備の撤去工事・本設備の設置工事おいて、市内電気工事事業

者（以下「市内事業者」という。）との連携・活用を優先的に行い、地域への経済波及効

果に資するよう配慮すること。ただし、維持管理工事においてはこの限りではない。

(15) 防犯灯更新工事期間中の既存の維持管理について

優先交渉権者は防犯灯更新工事期間中の既存設備の維持管理について別途契約するもの

とする。

２　防犯灯具仕様

(1) 灯具の性能等

ア　使用する灯具は、国内メーカーの製品であること。また、メーカーは、ＩＳＯ９０

０１（品質）及びＩＳＯ１４００１（環境）を取得していること。

イ　公益社団法人日本防犯設備協会（以下「協会」という。）が定める「優良防犯機器

（ＲＢＳＳ）」の認定品または同等以上の性能を有する機器であること。

ウ　定格寿命は６０,０００時間以上（定格寿命の1/4の点灯時間における光束維持率が

91.5%以上）であること。

エ　光色は昼白色とし、色温度は５０００Ｋ～５５００Ｋ程度とする。

オ　周囲への不要な漏れ光を避けるため、防犯灯水平状態において上方光束比は５％以

下であること。

カ　防塵・防水性能について、保護等級はＩＰ４４以上であること。

キ　動作保証温度は、－２０℃～３５℃を満たすこと。

ク　雷サージ機能（コモンモード１５ｋＶ）を有していること。

ケ　入電電圧１００Ⅴに対応できること。なお、入力電圧２００Ⅴについて個別に協議

の上、対応すること。

コ　日本防設備協会技術標準（SES E1901-4:2015改正）における防犯灯の標準基準クラ

スB+を満たすこと。

サ　灯具には自動点滅器が内蔵されていること。

シ　光害対策の対応ができるもの。

(2) その他

ア　灯具及び付属品などは新品であること。

イ　灯具のメーカー保証期間は、１０年間であること。

ウ　灯具に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。

エ　灯具に使用されているＬＥＤチップは製造業者を明確にできること。

オ　電柱及び防犯灯専用柱などに既設の防犯灯と置き換えて設置できること。

３　防犯灯一体型カメラの仕様

（1） 機器の仕様

ア　動画解像度が約２００万画素（ FHD １９２０×１０８０ ）以上であること。

　 イ　録画日数が約２０日であること。※録画内容により前後する場合も可能とする。

　 ウ　動画データ入手方法は内蔵Wi-Fiにてダウンロード又はＳＤカード抜き取りが可能で

あること。

　 エ　時刻補正機能は内蔵ＧＰＳにて自動時刻取得と補正を標準装備していること。

　 オ　防塵・防水保護等級はＩＰ５４以上であること。